

有権者の知る権利を阻害する選挙妨害への対応強化を求める意見書

選挙は、国民主権の根幹を成す民主主義の基盤であり、その自由で公正な選挙は、守らなければならないものである。とりわけ、有権者が候補者の訴えや政策に接し、自らの判断で投票行動を選択するための「知る権利」は自由で公正な選挙を支える不可欠の要素である。

しかし、近年の選挙において、候補者の演説等に対し、継続的に罵声を浴びせるなど、候補者の訴えをかき消す行為が確認されている。

これらの行為は、単なる意見表明の域を明らかに超え、演説を聴こうとする有権者の知る権利を直接的に侵害するとともに、候補者の選挙運動を妨害するものである。

表現の自由は、憲法第21条により最大限尊重されるべき重要な権利であるが、知る権利についても表現の自由により同様に保障されているといえる。

また、有権者が候補者の訴えに接する機会を奪い、自由な意思形成を妨げる行為は、決して看過されてはならないものである。

よって政府においては、有権者の知る権利と自由で公正な選挙を断固として守るため、表現行為と選挙妨害の線引きを明確にし、有権者及び候補者双方の権利が確実に守られる実効的な対応が、国及び関係機関において速やかに講じられるよう、下記の事項について強く要望する。

記

1 表現行為と選挙妨害の区別を明確化する指針の整備

選挙の自由及び公正を確保する観点から、表現行為と選挙妨害との線引きを具体的に整理し、速やかに国として明確な指針を策定すること。

2 整備された指針の着実な運用について

表現の自由を尊重しつつ、候補者及び有権者双方の権利が等しく守られる環境を確保するため、整備された指針を着実に運用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

門真市議会

内閣総理大臣

内閣官房長官 各宛て

総務大臣